

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、投資信託約款の変更（約款変更）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

アジア3資産ファンド 分配コース

アジア3資産ファンド 資産形成コース

（以下、総称して「各ファンド」といいます。）

2. 約款変更の内容

各ファンドの信託期間を「無期限」から「2025年10月31日まで」に変更いたします。

3. 約款変更の理由

各ファンドは2007年に設定し、アジア好配当株マザーファンド受益証券およびアジア債券マザーファンド受益証券、アジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国（地域を含みます。）の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の大幅な増加は見込めないと考えています。このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があることから、無期限の信託期間を2025年10月31日までと有期限化する約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

4. 約款変更までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2024年10月18日
- ・異議申立期間 : 2024年10月18日～2024年11月26日
- ・約款変更の可否判断日 : 2024年11月27日
- ・買取請求期間 : 2024年12月6日～2024年12月25日
- ・約款変更適用日（予定） : 2024年12月26日

5. 異議申立て手続きについて

2024年10月18日現在の受益者で、上記の約款変更についてご異議のある方は、2024年10月18日から2024年11月26日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2024年10月18日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更の届出を行い、2024年12月26日より適用します。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社を買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2024 年 10 月 18 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社